

受付印	令和 年 月 日	伊丹市長 宛	法人番号	申告年月日
	所在地		事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
(伊丹市が支店等がある場合本店所在地と併記)	(電話)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		
法人名		前期末現在の資本金等の額		
(ふりがな)		代表者氏名	經理責任者氏名	

年 月 日から 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度の市民税の予定申告書 ※

摘	要	税 額
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (19の金額)	①	十億 百万 千 円
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④	
均等割額	⑤	月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥	十億 百万 千 円
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑦	
この申告により納付すべき市民税額 ④ + ⑥	⑧	
伊丹市内に所在する事務所、事業所又は寮等	伊丹市分の適用従業者数	の税率
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	この申告の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
法人税割額 ⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億 百万 千 円
市民税の特定寄附金税額控除額 ⑪	指場	区 名
税額控除超過額相当額の加算額 ⑫	定	※区コード 月数 従業者数 均等割額
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑬	合	人
外国の法人税等の額の控除額 ⑭	都	0.0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑮	の	0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑯	市	0.0
納付すべき法人税割額 ⑩ - ⑪ + ⑫ - ⑬ - ⑭ - ⑮ - ⑯ ⑰	に	0.0
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ⑱	⑥	0.0
差引法人税割額 ⑰ - ⑱	申	0.0
	告	0.0
	計	0.0
	算	0.0
		0.0

受付印	令和 年 月 日	伊丹市長 宛	法人番号	申告年月日
	所在地		事業種目	
伊丹市が支店等がある場合、本店所在地と併記	(電話)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	(兆 十億 百万 千 円)	
(ふりがな)		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		
法人名		前期末現在の資本金等の額		
(ふりがな)		代表者氏名	經理責任者氏名	

年 月 日から 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度の市民税の予定申告書 ※

摘	要	税 額
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (19の金額)	①	十億 百万 千 円
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④	
均等割額	⑤	月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥	十億 百万 千 円
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑦	
この申告により納付すべき市民税額 ④ + ⑥	⑧	
伊丹市内に所在する事務所、事業所又は寮等	伊丹市分の適用従業者数	伊丹市分の適用者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	この申告の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
法人税割額 ⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億 百万 千 円				
市民税の特定寄附金税額控除額 ⑪	指場 定合 都の 市に⑥ 申の 告計 する算	区 名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
税額控除超過額相当額の加算額 ⑫						円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑬						0.0
外国の法人税等の額の控除額 ⑭						0.0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑮						0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑯						0.0
納付すべき法人税割額 ⑩ - ⑪ + ⑫ - ⑬ - ⑭ - ⑮ - ⑯ ⑰						0.0
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ⑱						0.0
差引法人税割額 ⑰ - ⑱						0.0